

いしかわ共生社会実現シンボルマーク使用基準

石川県（以下、「県」という。）において作成した、いしかわ共生社会実現シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）の適正な使用を確保するため、次のとおり使用基準を定める。

（目的）

第1条 シンボルマークは、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」が目指す、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現（以下、「共生社会づくり」という。）に対する県民の機運を高めることを目的として使用するものとする。

（シンボルマークの使用）

第2条 シンボルマークは、県が使用するほか、県が承認した者が、共生社会づくりの推進につながるポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物や看板などに使用できるものとする。

（表示）

第3条 シンボルマークの表示は、別に定めるシンボルマーク使用ガイドラインのとおりとする。

（使用料）

第4条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

（使用の申請）

第5条 第2条の規定に基づき、県の承認を得てシンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ県に使用を申請し、承認を得るものとする。

（事故、苦情等の処理）

第6条 シンボルマークの表示に関する事故または苦情等が発生した場合は、シンボルマーク使用者が誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講ずるものとし、県はその責めを負わないものとする。

（適正使用の確保）

第7条 県は、シンボルマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、または検査を行うことができるものとする。

(使用の中止)

第8条 県は、シンボルマーク使用者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、シンボルマークの使用を中止させるものとする。シンボルマークの使用の中止により直接または間接に生じた損害については、当該シンボルマーク使用者が自ら負担するものとする。

- (1) 第3条により定めるガイドラインの規定に反して表示した場合
- (2) 第6条の規定による必要な措置を講じなかった場合
- (3) 県の品位を傷つけ、または共生社会づくりについての正しい理解の妨げとなる場合
- (4) 主として特定の政治、思想、宗教の活動に利用しようとする場合
- (5) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合
- (6) その他、県が不適切な使用と判断する場合

(請求権の放棄)

第9条 シンボルマーク使用者が前条の規定により使用の中止の指示を受けたことによって損害を被ったとしても、シンボルマーク使用者は県に対する一切の請求権を放棄するものとし、何らの賠償請求をすることはできない。

(シンボルマークに関する権限)

第10条 シンボルマークに関する一切の権限は、県に帰属するものとする。

(その他)

第11条 シンボルマーク使用者は、この基準に定めるもののほか、シンボルマークの使用にあたり疑義が生じた事項については、適宜、県と協議のうえ、その指示に従うものとする。

附則

この使用基準は、令和2年6月1日から施行する。

1. 画像ファイル

①ファイルの種類

color(カラー)

└CMYK(印刷用)

└シンボルマーク(CMYK).ai(Adobe Illustrator(ver.2020)ファイル)

└シンボルマーク(CMYK).jpg(JPEG ファイル)

└シンボルマーク(CMYK).png(PNG ファイル)

└RGB(ディスプレイ表示用)

└シンボルマーク(RGB).ai

└シンボルマーク(RGB).jpg

└シンボルマーク(RGB).png

grayscale(モノクロ)

└CMYK

└シンボルマーク(CMYK)(grayscale).ai

└シンボルマーク(CMYK)(grayscale).jpg

└シンボルマーク(CMYK)(grayscale).png

└RGB

└シンボルマーク(RGB)(grayscale).ai

└シンボルマーク(RGB)(grayscale).jpg

└シンボルマーク(RGB)(grayscale).png

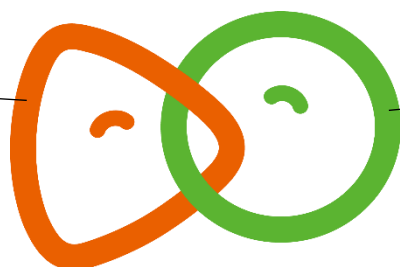
②ファイルの使用方法

- ・モノクロで使用する場合は、「grayscale」のファイルを使用します。
→「grayscale」の画像はグレーの濃度を調整しています。カラーのファイルをモノクロにすると、グレーの濃度が変わり、オレンジと緑の濃淡差がなくなってしまう可能性があります。
- ・ディスプレイ表示用は「RGB」、印刷用は「CMYK」のファイルを使用します。
→「RGB」のファイルで印刷すると、仕上がりの色が変わる可能性があります。
- ・PNG ファイルは背景を透明処理していますので、背景に色を付ける場合に使用します。
- ・ホームページで PNG ファイルを使用すると背景が黒になってしまうので、JPEG ファイルを使用します。

2. カラーガイド

①カラー

M75・Y100
#EA6000



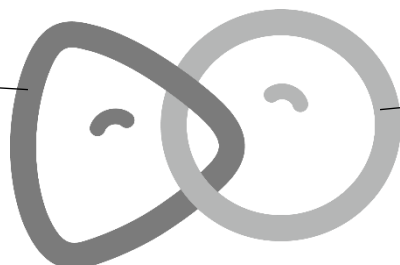
C65・Y100
#5BB431

いしかわ
共生社会実現

K75
#656464

②モノクロ

K66



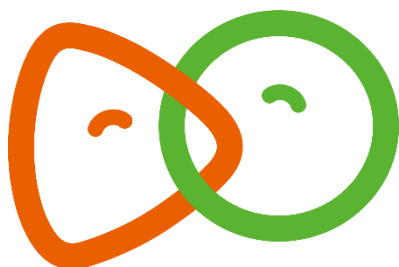
K40

いしかわ
共生社会実現

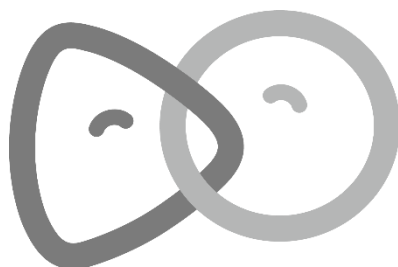
K75

3. 使用上の注意

①原則としてオリジナルの画像を使用する



いしかわ
共生社会実現



いしかわ
共生社会実現

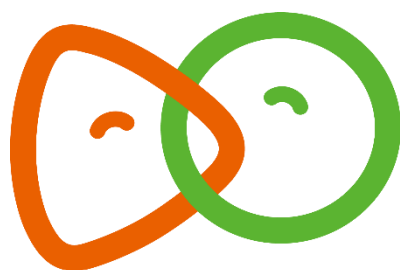
②形を変えない



③色を変えない



④「いしかわ共生社会実現」の標語を消すことは可能



※ただし、何のマークか分かるよう共生社会と分かる媒体で使用すること。

⑤「いしかわ共生社会実現」の標語を別のデザインにしない



※標語の書体(タイポグラフィー)も作品に含まれます。

⑥「いしかわ共生社会実現」の標語だけを使うことは不可

**いしかわ
共生社会実現**

⑦「いしかわ共生社会実現」の標語の位置、大きさを変えない



⑧背景をつける際は、背景とシンボルマークの色を混ぜない



※背景は淡い色とします。

背景の色を濃くしたい場合は、シンボルマークの周りだけ白抜きにします。

⑨シンボルマークを他の文字やイラストなどと重ねない



※シンボルマークと他の文字やイラストとは少し空ける。

⑩シンボルマークの説明文

一般向け

石川県の共生社会の実現を目指すシンボルマークです。

障害のある人もない人もそれぞれの個性を組み合わせ、顔に見立て、笑顔で交わっているイメージを表現しています。

やさしい版

共に生きる社会をつくるための石川県のマークです。いろんな個性のある人が笑顔になっているイメージです。

※必ずしも上記の説明文を一語一句そのまま使う必要はありません。

4. 著作権について

- ・シンボルマークのデザインの著作権は県が保有しています。
- ・現在、特許庁に商標登録を申請しています。